

★ 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十九号）（循環型社会課）

一 改正の要旨

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録又は更新の登録の申請に係る添付書類に、営業所に設置した浄化槽管理士の研修計画を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日